

令和6年第2回さつま町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年2月26日(月) 午前9時30分～10時50分
- 2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室
- 3 出席者

(1) 農業委員 (10名)

1番	吉留 義晃	2番	南原 奈美子
3番	赤崎 敬一郎	4番	濱田 誠
5番	前野 浩司	6番	満園 和徳
7番	山内 美千代	8番	山崎 博文
9番	坂元 兼一	10番	池山 準一

(2) 推進委員 (22名)

11番	下田 保幸	12番	兒玉 伸一郎	13番	
14番	池之野 智幸	15番	久保 貴政	16番	
17番		18番	宮田 裕司	19番	竹井 好博
20番	長福 次美	21番	田上 政喜	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	平島 賢一	25番	大野 恵美
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	狩宿 悦男
32番	宮脇 純久	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	村上 一徳				

(3) 職員 (5名)

事務局長	松山 明浩
主幹兼農地係長	小田 寿幸
農地係主査	堀口 浩二
農地係主事	今村 圭佑
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (-名)

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (7件)
- (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請について (1件)
- (3) 議案第3号 農地法第5条許可申請について (1件)
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について (26件)
- (5) 議案第5号 非農地証明願について (1件)
- (6) 議案第6号 令和5年度遊休農地現地調査による非農地判断について (687件)

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和6年第2回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　（あいさつ）

事務局長 　　ありがとうございました。
それでは、本日の出席人員報告をいたします。
本日は、全員の出席で、定足数に達していますので、総会は成立しております。
また、推進委員25名のうち、13番野間委員、16番水流委員、17番内村委員から欠席の申し出がありましたので、22名の出席をいただいております。
以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは、審議を開始します。
本日の議事録署名者の指名をいたします。
議事録署名者は、5番前野浩司委員、7番山内美千代委員をお願いいたします。
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。
（なしの声あり）
無いようですので、会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。順番は前後いたしますが、まず、1ページ、2-2番を議題といたします。
なお、4ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2-1番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
（今村） 　　議案第1号「農地法第3条許可申請について」の2-2番について説明
2-2番
所在：船木字■■■■番、畑、農振農用地区域外、810㎡、所在：船木字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、5,873㎡、使用収益権（地上権）の設定（令和6年■月■日から3年間）
以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

事務局
（小田） 　　議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2-1番について説明
所在：船木字■■■■番、畑、農振農用地区域外、810㎡のうち2.71㎡、地種：第1種農地、船木字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、5,873㎡のうち16.98㎡、地種：第1種農地、形態：一時転用、用途：営農型太陽光発電施設用地、施設：営農型太陽光発電施設、施設面積：19.69㎡（支柱等291本）、申請地を借り受け、営農型太陽光発電施設を設置し

事務局
(小田) たい。(令和6年 月 日から3年間)
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。議案第1号の2-2番、お願いします。

事務局
(今村) 水流推進委員が欠席のため、代わりに事務局から報告します。本申請は、転用期間、3年の期間満了に伴い、再度、地上権を3年間更新するための申請であります。状況等について、基本的に変更はありません。周辺農家等への影響も無いものと考えています。従って、本申請に問題は無いと判断いたします。以上です。よろしくをお願いします。

議長 議案第3号の2-1番、お願いします。

11番委員 同じく、本申請は、一時転用期間3年の期間満了に伴い、3回目だそうですが、再度3年間更新するための申請であります。現状については、基本的に変更はありません。現地は、周りに茶畑がありましたが、きれいに管理され、周辺農家への影響も無いと判断いたします。椎茸の管理については、適正な管理をされていると思いました。従いまして、本申請に問題は無いと判断いたします。以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。また、本件は、第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。
(なしの声あり)
よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請について」の2-2番は、許可することに賛成の方、併せて、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2-1番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の2-2番は、許可することに決定いたします。
併せて、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2-1番は、許可することに決定いたします。
なお、本件は、第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。

次に、1ページから2ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の2-1番、2-3番から7番を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(今村)

議案第1号「農地法第3条許可申請について」の2-1番、2-3番から2-7番について説明

2-1番

所在：船木字■■■■番1、畑、農振農用地区域内、1,325㎡、売買による所有権移転

2-3番

所在：山崎字■■■■番、畑、農振農用地区域外、104㎡、売買による所有権移転

2-4番

所在：柏原字■■■■番1、田、農振農用地区域内、114㎡、所在：柏原字■■■■番、田、農振農用地区域内、637㎡、所在：柏原字■■■■番1、田、農振農用地区域内、1,691㎡、所在：柏原字■■■■7番1、田、農振農用地区域内、194㎡、所在：柏原字■■■■番、田、農振農用地区域内、300㎡、所在：柏原字■■■■番、田、農振農用地区域内、750㎡、売買による所有権移転

2-5番

所在：柏原字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、1,525㎡、売買による所有権移転

2-6番

所在：柏原字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、502㎡、売買による所有権移転

2-7番

所在：求名字■■■■番1、田、農振農用地区域内、823㎡、所在：求名字■■■■番、田、農振農用地区域内、1,107㎡、所在：求名字■■■■番、田、農振農用地区域内、579㎡、所在：求名字■■■■番、田、農振農用地区域内、867㎡、所在：求名字■■■■番、田、農振農用地区域内、2,042㎡、売買による所有権移転

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。2-1番、お願いします。

事務局
(今村)

欠席の水流推進委員の代わりに代理で報告いたします。該当地は譲受人がこれまでも耕作されてきました。譲渡人には就農の意思は全く無く、譲受人の希望もあり、所有権移転となったものです。こうした状況や申請事由を考えると、申請はやむを得ないものと判断いたします。なお、先ほど申しましたような事情ですので、境界、進入路、用排水等には何ら問題ありませんでした。従って、申請は許可可能です。以上です。

議長

2-3番、お願いします。

20番委員

隣同士で、宅地に隣接したところでしたので、お伺いをたてたところ、相違ないということで、進入路、かれこれ、水路関係には問題無く、普通どおりされているということで、許可できるような状況です。以上です。

議長

2-4番、お願いします。

27番委員

譲受人の■■■■さんは高齢のため、もう田んぼは作れないということで、受人の■■■■君、この人は兼業農家で、田んぼが3町くらい、それ

27 番委員

と牛を飼っていらっしゃる。田んぼは、境界、排水路など、何も異常はありませんでした。以上です。

議長

2-5 番、6 番、お願いします。

26 番委員

2-5 番について、■■■■さんは、以前、■■■■の町営住宅に住まわれていたそうですけれども、子供たちも大きくなり、手狭になってきたので、どこかに家を作りたいと思っていたそうです。■■■■さんとは、知り合いで、家の話をしたところ、■■■■さんの家は、今、空き家なので、売買の話になったそうです。そのときに、畑もいっしょに買ってくれないかと言われ、■■■■さんも家庭菜園として使いたいので買ったとのことでした。一方、■■■■さんは、今、■■■■に住まわれておりますので、父が亡くなったから、家も畑も管理する人がいないため、売買に応じたとのことでした。現地は、北側には家があり、東側、西側は道路に挟まれており、畑は一段高い所でした。進入路、境界も、問題はありませんでした。

次に、2-6 番について、申請地は、■■■■さんの家の倉庫の裏にあり、■■■■さんは、前から、家庭菜園として使いたいと考えておられたそうです。譲渡人の■■■■さんに話をしたところ、快く承諾してもらい、買ったとのことでした。進入路、境界とも、問題はありませんでした。以上です。

議長

2-7 番、お願いします。

29 番委員

申請地は、今、求名の■■■■地区で、近いうちに大規模の農地集積が行われるところあります。現在、■■■■さんが田んぼを作っておられるのですが、■■■■さんが、農地を集積したいという思惑があったようで、■■■■さんに話があり、■■■■さんは、近くの田んぼなので、同意されて、全て■■■■さんにお渡しになったとのことでした。境界、進入路等、全然問題無かったので、問題無いと思います。よろしくお願いします。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 2-1 番、2-3 番から 7 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 2-1 番、2-3 番から 7 番は、許可することに決定いたしました。

次に、3 ページ、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 2-1 番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田)

議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 2-1 番について説明
所在：宮之城屋地字■■■■番、畑、農振農用地区域外、1,310 m²、
地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：豚舎用地、施設：豚舎、施設面積：
1,159.5 m²、申請地に、隣接する山林(■■番 3、■■番、■■番)と一体利用
し、豚舎を建築したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。2-1 番、お願いします。

11 番委員 　現地は、[]の裏になります。書類のとおり、申請地には既に、令和 5 年の 3 月末に豚舎が完成しておりました。周りは山林に囲まれて、周りへの影響は無いと思いました。書類審査で、臭いを確認してきてくださいという話がありましたので、豚舎のすぐ近くまで行ったんですけども、豚舎ですので、それなりの臭いはいたしました。臭いの件につきましては、昔から、この話はずっとありました。現在は、よく分かりませんが、[]、団地等が近くにありますので、行政によります定期的な検査が必要じゃないかと思われます。今回の豚舎は、頭数を変えずに新しくなっておりますので、前よりは環境は良くなっていると思いました。以上です。

議長 　次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田) 　農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明
総合意見としまして、許可相当（追認）。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。

（なしの声あり）

よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 2-1 番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 2-1 番については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

5 ページから 6 ページ、農用地利用集積計画書、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(堀口) 　議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の 5 ページ、農用地利用集積計画書、6 ページ、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について朗読及び説明

議長 　それでは、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。

本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が 6 件ありますので、その案件を先に審議いたします。

まず、7 ページ、2-1 番から 2 番を議題といたします。

[]委員の退室をお願いします。{ []委員退室 }

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口) 　議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 7 ページ、2-1 番から 2-2 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。

議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の2-1番から2番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の2-1番から2番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、9ページから10ページ、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の2-8番から10番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口)

議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の9ページから10ページ、2-8番から10番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。

議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の2-8番から10番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の2-8番から10番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、10ページ、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の2-13番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口)

議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の10ページ、2-13番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。

議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の2-13番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の2-13番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の7ページから13ページ、農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口) 議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の7ページから13ページ、農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田) 議案第5号「非農地証明願について」説明
2-1番
所在：二渡字 [REDACTED] 番、畑、農振農用地区域外、1,027㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

議長 ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果報告をお願いします。2-1番、お願いします。

22番委員 ここは、前回、非農地証明された方の隣接地であります。太陽光発電所の計画がされていて、確認に行ったとき、伐採、木を切ったあとでしたが、農地として再生できる可能性はもう無いかなと、猪の足跡もたくさんあって。そこを確認して、判定地目は、原野で了解したところでした。よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の議案説明及び現地調査の結果報告について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。
議案第5号「非農地証明願について」の2-1番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願について」の2-1番は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議題(6)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。
(なしの声あり)
事務局から議案はありませんか。

事務局
(今村) 議案第6号としまして、「令和5年度遊休農地現地調査による非農地判断について」の審議をお願いします。

議長 事務局より、「令和5年度遊休農地現地調査による非農地判断について」を議題としたい旨、申し出がありました。
 申し出を受け、議題としたいと思いますが、よろしいですか。
 (はいの声あり)
 それでは、議案第6号「令和5年度遊休農地現地調査による非農地判断について」を議題とします。
 事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (今村) 議案第6号「令和5年度遊休農地現地調査による非農地判断について」説明

議長 ただいまの議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
 (なしの声あり)
 よろしいですか。それでは採決いたします。
 議案第6号「令和5年度遊休農地現地調査による非農地判断について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
 (全員挙手)
 全員賛成ですので、議案第6号「令和5年度遊休農地現地調査による非農地判断について」は、妥当とすることに決定いたします。
 事務局から、ほかに議案はありませんか。
 (ありません。)
 無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

議長 次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。

1番委員 問) 非農地判断済農地は土地改良区へ情報提供するのか。

事務局 答) 土地改良区へ情報提供します。

33番委員 問) 自衛隊施設建設に伴う鳥獣被害への対策について

議長 答) 今後の住民説明会等で、その旨、質問等を行っていただきたい。
 よろしいですか。ほかにありませんか。
 (なしの声あり)
 事務局から事務連絡はありませんか。

事務局 (事務局より協議・連絡事項あり)
 ・活動記録の徹底について(記録状況、手帳や記載例の活用)
 ・活動記録簿の提出時期について
 ・担い手への集積の確認書作成について(記載方法など)
 ・地域計画について(新聞記事紹介、今後のスケジュールなど)
 ・区農業を考える会への出席について(複数区担当など)
 ・4月から12月までの総会等日程について
 ・認定農業者との意見交換会の開催について
 ・能登半島地震義援金に関する報告

議長 ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。
 無いようですので、以上をもちまして、令和6年第2回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____